

## 東京都アレルギー疾患医療拠点病院等選定要領

平成 30 年 11 月 5 日 30 福保健環第 1027 号

令和 5 年 10 月 23 日 5 保医健環第 333 号

## 第 1 趣旨

この要領は、東京都アレルギー疾患医療拠点病院等の選定に関し必要な事項を定める。

## 第 2 拠点病院及び専門病院の指定等

- 1 東京都知事（以下「知事」という。）は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院（以下「病院」という。）のうち、第 3 で定める指定要件を満たすものについて、東京都アレルギー疾患医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）及び東京都アレルギー疾患医療専門病院（以下「専門病院」という。）として指定する。
- 2 知事は、以下に掲げる場合に、指定を取り消すことができる。
  - (1) 1 により指定した病院が指定要件を満たさないと判断されるとき。
  - (2) 1 により指定した病院が違法又は不当な行為をしたと認められるとき。
  - (3) 開設者から申出があったとき。

## 第 3 指定要件

## 1 拠点病院

## (1) 診療体制

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科等関係する複数の領域の診療科が連携して、診断、治療及び管理を行い、次に掲げるアからウまでの要件を全て満たすこと。

## ア アレルギー疾患に係る専門治療等の提供

次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。

## (ア) 一般型（以下の A、B 及び C を全て満たすこと。）

- A. 別表 1 に掲げる内科系及び小児科系領域に係る診療及び試験・検査の項目が全て実施可能であること。
- B. 別表 1 に掲げる皮膚科系、耳鼻咽喉科系、眼科系領域のいずれかの領域に係る診療及び試験・検査の項目が全て実施可能であること（全ての領域について実施可能であることが望ましい。）。
- C. 単独の診療科において診断・治療が困難な症例について、院外も含めた

関係診療領域に係る一般社団法人日本アレルギー学会（以下「日本アレルギー学会」という。）が認定する専門医、又は当該関係診療領域に係る関係学会が認定する専門医への意見照会等が可能な体制を有すること。

(イ) 小児型

小児医療を専門とする病院にあっては、別表 1 に掲げる小児科系領域に係る診療及び試験・検査の項目が全て実施可能であること。

イ アレルギー疾患に係る専門的な知識及び技能等を有する医師等の配置次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。

(ア) 一般型（以下の A 及び B をともに満たすこと。）

A. 別表 2 に掲げる内科系及び小児科系領域に係る要件を満たすこと。

B. アの（ア） B において該当する領域について、別表 2 に掲げる当該領域に係る要件を満たすこと（全ての領域について要件を満たすことが望ましい。）。

ただし、別表 2 の各領域における 1 の要件については、当分の間、当該領域において 1 の要件に該当する院外の医師への意見照会が可能な体制を有することをもって、要件を満たすものとして取り扱うこととする。

(イ) 小児型

小児医療を専門とする病院にあっては、別表 2 に掲げる小児科系領域に係る要件を満たすこと。

ウ アレルギー疾患に係る患者指導を行う看護師等の配置

以下に掲げる体制を院内において有すること。

(ア) アレルギー疾患に関する患者指導を行うことができる看護師を配置していること。

(イ) 必要に応じ、看護師、薬剤師及び管理栄養士が連携して、アレルギー疾患に関する患者指導を行うことができること。

(2) 医療従事者の育成

次に掲げるア又はイの要件を満たし、かつ、ウ及びエの要件を満たすこと。

ア 一般型（以下の A 及び B をともに満たすこと。）

A. 内科系及び小児科系領域において、日本アレルギー学会からアレルギー専門医教育研修施設としての認定を受けていること。

B. (1) アの（ア） B において該当する領域について、日本アレルギー学会からアレルギー専門医教育研修施設としての認定を受けていること。

イ 小児型

小児医療を専門とする病院にあっては、小児科系領域において日本ア

アレルギー学会からアレルギー専門医教育研修施設としての認定を受けていること。

ウ アレルギー疾患医療に携わる医師、薬剤師、看護師、管理栄養士等の育成に関する中長期的な計画（概ね5年以上の実施計画）を有すること。

エ アレルギー疾患医療に係る標準的治療及び最新の知見等の普及のため、広く情報提供や研修機会の提供等を行うとともに、都と協力し、院外を含めた医療従事者等の資質向上のための取組が実施可能であること。

### （3）診療機能等に係る情報提供及び普及啓発

ア アレルギー疾患治療に係る医療連携の促進のため、別表1に掲げる診療等の項目についての対応範囲及び診療実績に関し、都が定めるものについて公表が可能であること。

イ アレルギー疾患及びその治療等に係る正しい知識の普及のため、都と協力し、一般の患者・家族等を対象とした普及啓発の取組が実施可能であること。

### （4）医療連携の促進

都と協力し、東京都アレルギー疾患連携医療機関（以下「連携医療機関」という。）との連携促進のための取組が実施可能であること。

ア 都内のアレルギー疾患に係る診療連携を促進するための研修への協力が可能であること。

イ アレルギーに関する健康等情報ツールの利用及び患者・家族への利用勧奨への協力が可能であること

### （5）調査研究

都又は国が実施するアレルギー疾患治療に係る公益又は学術目的に資する調査研究への協力が可能であること。

## 2 専門病院

### （1）診療体制

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、専門的な診断、治療及び管理を行い、次に掲げるアからウまでの要件を全て満たすこと。

ア アレルギー疾患に係る専門治療等の提供

内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科領域のいずれかの領域において、別表1に掲げる当該領域に係る診療及び試験・検査の項目が全て実施可能であること。

イ アレルギー疾患に係る専門的な知識及び技能等を有する医師等の配置  
アにおいて該当する診療領域について、別表 2 に掲げる要件を満たすこと。

ウ アレルギー疾患に係る患者指導を行う看護師等の配置  
以下に掲げる体制を院内において有すること。

(ア) アレルギー疾患に関する患者指導を行うことができる看護師を配置していること。

(イ) 必要に応じ、看護師、薬剤師及び管理栄養士が連携して、アレルギー疾患に関する患者指導を行うことができること。

## (2) 医療従事者の育成

(1) のアにおいて該当する診療領域について、日本アレルギー学会からアレルギー専門医教育研修施設としての認定を受けていること。

## (3) 診療機能等に係る情報提供及び普及啓発

ア アレルギー疾患治療に係る医療連携の促進のため、別表 1 に掲げる診療等の項目についての対応範囲及び診療実績に関し、都が定めるものについて公表が可能であること。

イ アレルギー疾患及びその治療等に係る正しい知識の普及のため、都と協力し、一般の患者・家族等を対象とした普及啓発の取組が実施可能であること。

## (4) 医療連携の促進

都と協力し、連携医療機関との連携促進のための取組が実施可能であること。

ア 都内のアレルギー疾患に係る診療連携を促進するための研修への協力が可能であること

イ アレルギーに関する健康等情報ツールの利用及び患者・家族への利用勧奨への協力が可能であること

## (5) 調査研究

都又は国が実施するアレルギー疾患治療に係る公益又は学術目的に資する調査研究への協力が可能であること。

## 第 4 都への報告

拠点病院及び専門病院の開設者は、第 3 に定める指定要件の充足状況等について、

毎年、都の指定する様式により期日までに報告すること。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 23 日から施行する。

別表1 専門治療等の提供に係る要件

診療領域	実施可能な診療等
内科系	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 診断が困難な症例及び重症・難治性気管支ぜん息患者の診療</li> <li>2 肺機能検査及び呼気 NO 測定を用いた評価</li> <li>3 気道過敏性試験等を用いた評価</li> <li>4 舌下免疫療法又は皮下免疫療法</li> <li>5 生物学的製剤を用いた治療</li> <li>6 難治性咳嗽、アスピリン喘息、薬物アレルギー、アレルギー性気管支肺真菌症、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、重症食物アレルギー、重症アナフィラキシーの診療</li> </ol>
小児科系	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 診断が困難な症例及び以下の重症・難治性疾患患者の診療               <ol style="list-style-type: none"> <li>①小児の気管支ぜん息</li> <li>②小児のアトピー性皮膚炎・アレルギー性皮膚疾患</li> <li>③小児の食物アレルギー</li> </ol> </li> <li>2 肺機能検査及び呼気 NO 測定を用いた評価</li> <li>3 気道過敏性試験等を用いた評価</li> <li>4 食物経口負荷試験（運動誘発試験を含む。）</li> <li>5 舌下免疫療法又は皮下免疫療法</li> <li>6 生物学的製剤を用いた治療</li> </ol>
皮膚科系	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 診断が困難な症例及び重症・難治性アトピー性皮膚炎・アレルギー性皮膚疾患患者の診療</li> <li>2 アレルゲン同定のための皮膚検査や負荷試験</li> <li>3 重症なアトピー性皮膚炎を主たる疾患とする入院治療</li> <li>4 重症なアトピー性皮膚炎に対するシクロスポリン内服、ステロイド内服及び JAK 阻害薬内服による治療</li> <li>5 生物学的製剤を用いた治療</li> </ol>
耳鼻咽喉科系	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 診断が困難な症例及び重症・難治性アレルギー性鼻炎及び花粉症患者の診療</li> <li>2 粘膜下鼻甲介（骨）切除術、鼻中隔矯正術、後鼻神経切断術及び内視鏡下鼻副鼻腔手術</li> <li>3 舌下免疫療法及び皮下免疫療法</li> <li>4 生物学的製剤を用いた治療</li> </ol>
眼科系	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 診断が困難な症例及び眼科領域の重症・難治性アレルギー疾患患者の診療</li> <li>2 重症なアレルギー性結膜疾患に対する免疫抑制点眼薬による治療</li> <li>3 重症なアレルギー性結膜疾患に対するステロイド剤の内服、眼結膜下注射及び外科的治療</li> </ol>

別表2 医師の配置に係る要件

診療領域	専門的知識及び技能等を有する医師の配置
内科系	1 日本アレルギー学会から内科系の指導医として認定を受けている医師を配置（常勤） 2 1とは別に、日本アレルギー学会から内科系の専門医として認定を受けている医師による診療が通常時において可能な体制を確保
小児科系	1 日本アレルギー学会から小児科系の指導医として認定を受けている医師を配置（常勤） 2 1とは別に、日本アレルギー学会から小児科系の専門医として認定を受けている医師による診療が通常時において可能な体制を確保
皮膚科系	1 日本アレルギー学会から皮膚科系の指導医として認定を受けている医師を配置（常勤） 2 1とは別に、日本アレルギー学会から皮膚科系の専門医として認定を受けている医師による診療が通常時において可能な体制を確保
耳鼻咽喉科系	1 日本アレルギー学会から耳鼻咽喉科系の指導医として認定を受けている医師を配置（常勤） 2 1とは別に、日本アレルギー学会から耳鼻咽喉科系の専門医として認定を受けている医師による診療が通常時において可能な体制を確保
眼科系	1 日本アレルギー学会から眼科系の指導医として認定を受けている医師を配置（常勤） 2 1とは別に、日本アレルギー学会から眼科系の専門医として認定を受けている医師による診療が通常時において可能な体制を確保